

横浜市長 山中竹春様

## 2025年度予算に向けた横浜市の地域福祉施策に関する提案書

2024年10月30日

生活クラブ運動グループ・横浜ユニット連絡会

代表 競 啓子

### はじめに

私たち横浜ユニット連絡会は、地域の課題やニーズを自分事と捉え、必要な事業・サービスを自らつくり出す参加型福祉の理念のもと、非営利・協同のコンセプトで活動する市民団体の集まりです。サービスを利用する当事者と提供する担い手が参加し、それぞれの立場で望む地域社会を描き政策提案を行ってきました。

1月の能登半島地震、夏の日本海側の豪雨災害と南海トラフ地震の情報は、人々の災害意識を急に高め「令和の米騒動」がおり、スーパーの棚から主食であるお米が消え、社会は混乱する事態となりました。依然として続く物価高の中、食支援の現場において、お米は大変喜ばれました。孤立や格差・貧困がすすむ社会で、制度による支援だけでなく、地域でのたすけあいや支え合いが一層必要とされます。

横浜市民の誰もが安心して暮らせるよう、公助と共助の仕組みをさらに使いやすいものにしていくことが大切だと考えます。そのためには、今ある制度の運用に、実際に生活している市民の声を取り入れ、制度の在り方を検討したり、より使いやすくなるように運用の仕方を見直したりすることが必要です。

横浜ユニット連絡会では、横浜に住む市民の声と非営利・協同で事業を行っているワーカーズ・コレクティブやNPOの現場からの気づきをまとめ、政策提案をいたします。市民の声をよりよい制度づくりと運用、まちづくりに活かし、より魅力的な横浜市を未来に向けて共に作っていきましょう。

### I. 子どもの育ちを社会全体で支える～産前からの切れ目のない親子支援を

横浜市における2023年の出生数は2万2332人となり、出生数の減少傾向に歯止めがかからない状況となっており、より踏み込んだ対策が求められています。

「横浜市中期計画2022～2025」では、2030年頃を見据えた戦略として、子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマが掲げられています。既存の保育・子育て支援策にとどまらず、新たな視点を持った取り組みに期待します。

## 1. 働いていても、いなくても預かる

私たちは、理由を問わない預かり「乳幼児一時預かり事業」を実施しながら、様々な制度の見直しを提案してきました。横浜市としても、基本助成の見直しを始め、各種加算制度や利用減免など事業の改善と拡充に努められたことを高く評価しています。

少子化が進み、保育所の定員割れも生じる中で、国は、全ての子育て家庭に対する支援強化を掲げ、「こども誰でも通園制度」が試行的に実施されることとなりました。新たな取り組みが試行される中で、横浜市が他都市に先駆けて取り組んだ一時預かり事業が、今後も後退することなく多くの子育て家庭に利用される事業として継続されることを願っています。

1) 乳幼児一時預かり事業は、保護者のみならず子どもを支援する重要な子育て支援事業です。今後も本事業が後退することのないように、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の検証と合わせて一時預かり事業の有効性について国に対して提言してください。また、次年度の試行にあたっては一時預かり事業との併用利用についても検討してください。

2) こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の自治体や事業者への補助額の引き上げや、利用上限時間の見直し等、制度改善を求めてください。

3) こども誰でも通園制度において、あらたに総合支援システムを整備することですが、すでに横浜市では乳幼児一時預かり事業における予約システムが整備されています。横浜市の利用者や事業者にとっては総合支援システムと乳幼児一時預かり事業予約システムが一体的に運用できることが望ましいと考えます。また、乳幼児一時預かり事業予約システムと同様に、各園の方針にそった受け入れが可能となる柔軟なシステムとなるよう、国に対して提言してください。

## 2. 場を生かす、場をひらく ～これからの保育所の役割～

待機児童が解消されつつある中、こども園や保育所が、地域のすべての子どもや保護者にひらかれた存在としてその機能を生かす取り組みを推進していかなければなりません。

### 1) 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業（子育てひろば）

「認定こども園及び保育所地域子育て支援事業（子育てひろば）」は、2024年度より、週3日以上の開設を補助要件とする等の事業の見直しが行われました。この度の見直しの目的は、常設型の親子の居場所を増やすためとされていますが、非常設園に対する補助を廃止することで、地域子育て支援事業（子育てひろば）を実施するこども園や保育所の総数は減少すると推察されます。多くのこども園や保育所を地域にひらくために、非常設型の子育てひろばに対しては、参加状況など実態に応じた補助を検討するなど、再度の見直しをおこなっ

てください。

## 2) 食支援（子ども食堂、フードパントリー等の実施）

横浜市では、横浜市子ども食堂支援事業を実施するなど、地域の自主的なこどもの居場所づくりの支援を行ってきたと承知しています。2024年度は、子育て世代の家事負担を軽減するため、惣菜販売など夕食支援に取り組む保育所の協力のもと、利用者へのアンケート調査・分析等を行うとされています。

厚生労働省は、コロナ禍の厳しい状況を踏まえ、2022年よりひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業を開始し、今年度も子ども家庭庁の事業として実施され、保育園子ども食堂やフードパントリー事業への補助が行われています。この事業は、自治体を介さず、国から民間の中間支援法人を通じて地域団体へ補助されるしくみです。事業の実施に当たっては、中間支援法人と子ども食堂等の実施場所が所在する市区町村との連携が義務付けられていますが、中間支援法人が各地域の状況や行政の取組みを把握することは難しく、タイムリーかつ十分な情報共有が行えているとは言えません。そこで、まずは横浜市における本事業の実施団体と実施状況や地域の課題を共有する機会を作ってください。また、資源循環局が実施するフードドライブも含めて、さまざまな食支援活動が有機的に実施できる方策を検討してください。

## 3. アウトリーチ型サポートの充実を

### 1) 担い手確保

産前産後支援、育児支援、養育支援などヘルパー派遣事業における最大の課題は、人材確保です。多くの事業所で、ニーズに応えたくてもヘルパーが見つからず、派遣を断らざるを得ない状況が生じています。こうした状況が常態化すれば、利用ニーズは顕在化せず、把握もできません。横浜市として新たな担い手確保に向けた取組みは検討されているのでしょうか。検討されているのであれば、具体的な対策をお示しください。

### 2) 困難ケースに対する個別支援会議の開催・参加

事業所が困難事例と判断し区や市につなげても、ケース検討会が行われることはほとんどありません。家庭内でケアを行うヘルパー事業所が把握する情報をフィードバックすることでより良いケアにつながります。ヘルパー事業所も参加するケース検討会等が開催できる体制を整えてください。

### 3) ひとり親家庭等日常生活支援ヘルパーの資格要件を見直し人材確保を進める

横浜市ひとり親家庭等日常生活支援の家庭生活支援員の資格要件は、介護保険事業に関わるヘルパー資格のみが基準となっています。当団体より「2024年度予算に向けた 横浜市の地域福祉施策に関する提案書」において、ヘルパー資格要件の見直しを提案したところ、横浜市では、国要項にある「生活援助の実施に必要な資格として実施主体が認めた資格を有す

る者又は生活援助の実施に必要な研修として実施主体が認めた研修を修了した者」との規定にそって、介護職員初任者研修等を修了した者等としているとの回答を得ました。

厚生労働省の通知によると、訪問介護における生活援助とは、掃除、洗濯、調理など日常生活の援助とされています。掃除、洗濯、調理は、まさに、横浜市産前産後ヘルパー派遣事業や横浜市育児支援家庭訪問事業で行う支援内容でもあります。家庭生活支援員を派遣先家庭の自立に向けてサポートする立場と位置づけ、家事等の支援のみではない役割を担うという観点からのスキルについても、介護職員初任者研修等を修了した者が、横浜市産前産後ヘルパー育児支援ヘルパーより秀でていたとは言えないはずです。

ひとり親家庭支援については、横浜市やこども家庭庁において様々な取り組みが行われていると承知しています。事業者としても、ひとり親家庭のニーズに对应していきたいところですが、ヘルパーの有効求人倍率は、14.14倍（2023年度）となっており新たな人材を確保することは容易ではありません。あらためて、ひとり親家庭等日常生活支援事業のヘルパー資格者を広げるために、横浜市産前産後ヘルパー派遣事業や横浜市育児支援家庭訪問事業における生活援助や育児支援経験を評価し、産前産後支援ヘルパーも、ひとり親家庭等日常生活支援の家庭生活支援員として従事できる方策を検討してください。

#### 4) 養育支援ヘルパー

養育支援ヘルパー派遣事業の支援内容として、対象家庭の子どもの保育園送迎があります。子どもの育ちをサポートするために重要な支援と捉えますが、生活支援・家事支援を中心業務としている事業所からのヘルパー派遣が難しい実情もあります。保育園に通うことは、子どもの育ちを保障するために重要なサポートであり、この支援について保育園の持つ機能として人材活用する仕組みを検討してください。

#### 5) 地域療育センターでのきょうだい児の預かり

今年度より四か所の地域療育センターにおけるきょうだい児保育が事業化されたことにより、週5日のきょうだい児保育を実施することが可能となりました。しかしながら、現在きょうだい児保育を週5日実施できているのは、1か所（北部地域療育センター）にとどまっています。その要因の一つとして、センター内できょうだい児保育を実施するためには、認可外保育施設の届け出やそれに伴う立ち入り調査、運営状況報告書の提出などが義務づけられることから受託先がないことが推察されます。また、施設設備基準のハードルも高く、開所するに至っていないのが現状です。ニーズの高いきょうだい児保育を拡充するために、地域療育センターが福祉施設として認可されている場所であることを踏まえて、より柔軟な運用が可能となる方策を検討してください。認可外保育施設としての基準を求めるのであれば、それに見合う補助制度を導入してください。

## II. 高齢者の在宅生活を支える

介護保険制度は今年改訂期を迎え、横浜市においては、第9期の高齢者健福祉計画・介護保険事業計画と認知症施策推進計画が一体的に整備され、「よこはまポジティブエイジング計画」が策定されました。横浜市でも人口減少と同時に高齢者人口が増加し、高齢化率は25.4%と上昇しています。計画のテーマに掲げられた「歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して」は、誰もが望むことではありますが、高齢者がその理想を実現するには、地域の在宅サービスは不可欠です。しかし、労働力不足があらゆる業種で叫ばれる中、在宅を支える介護の人材不足は最も深刻な状況が続いています。

### 1. 訪問介護員の確保と事業所の運営の安定化

訪問ヘルパーの人材不足は、有効求人倍率が2019年以降毎年1.5倍前後で高止まりが続いている深刻な状況になっています（ちなみに、介護職員は、2019年4.3から2023年3.2）

私達も、毎年この問題を取り上げ提案してきましたが、改善どころか、新しい人材が増えず、ヘルパーの高齢化が進む一方で、事業所は崖っぷちにきている状況です。

そうした状況にもかかわらず、4月からの介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が2～3%引き下げられました。厚労省は、新たな処遇改善加算で、訪問介護員の確保が見込まれるとしています。しかし、処遇改善加算は、事業所運営には使えないため小規模事業所は加算のための煩雑な作業に対する経費もかけられないという矛盾に陥っています。9月12日の社会保障審議会介護給付費分科会で、6月からの新加算Iでも、増収は取得事業所のわずか3%というデータが示されました。

10月からは、最低賃金の引き上げが行われました。最低賃金の引き上げ自体は、必要なことですが、それならば訪問介護の報酬の引き上げも必要です。物価高が続いているなかで、地域で頑張っている特に小規模事業所は、基本報酬の切り下げ、物価高、最低賃金の引き上げと三重苦にあえいでいます。

横浜市は、100万人近い高齢者が住んでいる最も大きな基礎自治体です。その影響力を発揮し、国に対して訪問介護の基本報酬の引き上げを求めてください。

また、横浜市として、国の改正が行われるまでの間、訪問介護員の人材確保と事業所運営の安定のために、早期に独自の施策を講じるよう提案します。

### 2. 介護予防・日常生活支援総合事業の見直し

2015年の介護保険改定から、要支援者のサービスは日常生活支援総合事業の対象となり、市町村事業として横浜市が担ってきたものと承知しています。要支援者の多くは専門性のあるサービスを必要としており、この間、従前相当のサービスがこれを支えてきました。また、横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA）を実施した場合においても、そのサービスのほとんどが有資格者が報酬を1割減らしてサービスAに従事している実態が明らかとなりました。

横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）においては、家賃等補助が出ることで、要支援者でない人も対象となりうることを利用して、本来の介護保険の趣旨と異なる事業にも積極的に参入を促してきました。その結果、要支援者の参加割合などの要件を満たした団体は現在も3割にすぎず、2016年の事業開始から、ほぼ変わらない状況が続いています。要支援者の人は、その名前の通り支援が必要な人です。歩いて一人で事業所まで向かうことひとつとっても、危険が伴う場合があります。ボランティア団体がこれを担うことには限界があるとの指摘を、およそ10年にわたり放置されてきたことは誠に残念です。

将来介護が必要な時のために保険として納めてきた大切な介護保険財源は、本来の目的に応じて活用されねばなりません。総合事業の見直しにあたっては、改めて、要支援者のサービスとしての観点から、必要な支援が行われるものとなるよう実施してください。また、この間サービスBを活用し、居場所等を運営してきた団体には適切な財源での補助を行うべきことを申し添えます。

### 3. 高齢者食事サービスの対象要件の見直し

高齢者食事サービス事業は、食事確保と日常の安否確認について支援が必要なひとり暮らしの要介護高齢者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行うことで、自立した在宅生活を支援する目的の事業と要綱に定めています。しかしながら、対象を介護保険の要介護2から要介護5までと最初に定めており、要介護1の方は要支援の方と同じ条件で、認知症の方や低栄養のリスクが高く食事確保が困難な方と別途ハードルを設けています。介護度1であっても介護の必要性がある状態だからこそ認定されたのであり、目的から鑑みて、食事サービスが必要な方へのサービス提供は行われなければなりません。介護度1の方を区別していることにより、必要な方へのサービスが検討される前の段階で諦めてしまう可能性もあります。引き続き、見直しを提案いたします。

## III. 障害児・者の支援

### 1. 横浜市地域生活支援事業「移動支援」の充実

#### 1) 移動支援ニーズの把握

移動支援は、利用希望者から依頼があっても、ヘルパー不足で希望に沿うのが難しい状況です。特に、余暇支援のニーズは、土日・祝日に偏りがちで、ヘルパー確保に苦慮しています。通学通所支援も、利用したい時間帯が重なっているため、より多くのヘルパーを確保しておかなければなりません。相談支援員が、移動支援の提案がしづらい状況も生じています。こうした状況が常態化すれば利用ニーズは顕在化せず、把握もできません。まずは、移動支援のニーズ調査を実施してください。

## 2) 人材確保

ガイドヘルパー等養成研修受講料助成事業の効果に期待はしますが、真にヘルパー確保につながる対策を検討してください。加えて、新規事業所の開設や事業継続のために、障害児者の施設での直接支援等を評価することや、社会福祉士や精神保健福祉士などの国家資格を評価するなど、移動支援事業のサービス提供責任者の資格要件の拡大を検討してください。

## 3) 余暇支援

13年前（平成23年度）に行った移動支援事業アンケートには、調査目的として「横浜市の地域生活支援事業である移動支援事業は、障害者の外出に係る人的支援策として位置づけられているが、利用範囲や対象者の見直し等、当事業に対する利用者ニーズが従前より強くあり制度の見直しを検討している。また、障害者ガイドボランティア事業と制度内容に重複部分があるなど、移動支援における人的施策全体の課題も多く、整理が必要となっていることから、今回のアンケート調査では、移動支援事業者の事業実施規模や従業者状況等の参考データの把握、利用者の利用実態等を把握し、移動支援施策再構築の制度設計の検討材料とすることを目的とする。」と記載されています。13年間経過する中で、横浜市としてどのような課題認識を持ち、どのように制度の見直しに向けて検討を重ねてきたのでしょうか。

どんな制度にも必ず欠点や見直すべき箇所は出てきます。多くの要望があるのですから、利用者や事業所等の声を聞き、少しでも皆が使いやすい制度に変えていく努力をするのが行政の責任だと考えます。

障害者が趣味やトライしたいことに自由に時間を使えるように、現行の移動支援を外出支援の観点から見直し、誰もが安心して余暇を楽しめる制度になるような検討を切に希望します。

## 4) 聴覚障害児を通学支援の対象に

現在、聴覚障害児は通学支援の対象になっていません。ガイドヘルパー、ガイドボランティア両方とも利用することができない状態です。説明によると、もともと障害の第一義的に移動困難な障害種である身体障害（視覚障害、肢体不自由）、知的障害への移動支援に通学支援が「後付け」になったことによってここでも聴覚障害が対象外になっているということがわかりました。

横浜市内にはろう学校が一枚しかありません（「横浜市立ろう特別支援学校」保土ヶ谷区常盤台）。そのため、市内全域が通学エリアとなっています（現に今年度は栄区を除く17の区から子どもたちが通ってきています）。本校は幼稚部から高等部まであるので、自力による登下校ができるようになるまで（小学部3年生くらいまで）は保護者による送迎が必須になっています。またスクールバスもないため、毎日学校までの送り迎えをしなければなりません。我が子のこととはいえ毎日のことで、保護者には身体的精神的に多大な負担がかかっており、保護者が何らかの理由で送迎が行えない場合は子ども自体に欠席の理由がなく

でも学校を休まなければならなくなっている、というのが実情です。中にはご自身の体調不良をおして子どものために送迎を行っている保護者の方もおられます。家庭の事情により仕事が休めない方もおられます。心因性などの理由によって子ども（手帳は聴覚のみ）の歩行がままならなくなった際も仕事の調整がつかず、止むなく子どもを欠席させざるを得なかったというケースもありました。

聴覚障害児（とその家庭）全般においてのニーズはそれほど高くないかもしれませんが、ただ困っている方は本当にどうして良いかわからず、使えるサービスもなく、支援を切望されています。聴覚障害児を通学支援の対象にする、または同等の支援を受けられる方策の検討をお願いします。

## 2.相談支援事業

### 1) 計画相談事業

計画相談利用率（障害児相談を含むとさらに下がると思われる）は5月末日で56.8%で、利用率が上がらない状況が続いています。2024年度に入ってから7事業所（9月末日）が事業を廃止しています。一方で計画相談が見つからず、利用につなげていない利用者は20%（5,500人）となっています。

利用者にとってライフサイクルに合った必要なサービスを共に考えていく相談支援専門員は必要不可欠な存在ですが、現在の補助金体系では事業を維持していくことが困難です。事業所を増やしニーズに応じていくために、横浜市独自の基本報酬に上乘せするような補助を検討してください。

### 2) 障害児相談事業

学齢期において、要保護児童が障害児相談支援に繋がっていないケースが多々あります。児童相談所と連携して実施する障害児相談支援事業の役割は大きいと考えます。そこで、各区のケースワーカー等の仲介で、優先的に障害児相談支援事業につながる仕組みを検討してください。

## 3.放課後等デイサービス

放課後等デイサービス事業所は、障害児相談支援事業を行う者が行うサービス担当者会議への出席依頼等に対して、できる限り協力しなければならず、指定通所支援の円滑な利用の観点から協力を求められています。現在、関係機関連携加算（Ⅱ）については、関係機関（児童相談所、保育所、学校等）が参加しないサービス担当者会議については算定不可とされています。障害児相談支援事業所から、関係機関連携加算（Ⅱ）の対象とならないサービス担当者会議への参加要請も増えており、事業所の負担感は増しています。サービス担当者会議は、利用者や家族にとっても、放課後等デイサービス事業所にとってもより良い支援に繋げるための重要な会議です。その取り組みを促進し適正に評価するために、国に対して、

放課後等デイサービス事業所がサービス担当者会議に参加した場合は、関係機関の参加の有無によらないあらたな加算を創設することを提案してください。

#### 4. 障害者の夕方支援

学齢期の放課後等デイサービスは、市域に500を超える事業所が存在しており、現在も新規事業所が増え続けています。しかし、放課後等デイサービスを利用してきた児童は、高校卒業を迎え利用終了となります。そのため、保護者が就労しながらライフサイクルを作ってきた家庭が、子どもの卒業と同時に夕方の居場所がなくなるという状況も生じています。こうした現状を目の当たりにし、また、子どもの卒業を控えて、不安を隠しきれない保護者が大勢います。

横浜市では、日中一時支援事業や障害者地域活動ホームの一時ケア、生活介護事業所における延長支援等による夕方支援を構想されていますが、今後も増加するであろうニーズに応えることはできるのでしょうか。現に、生活介護事業所終了後、直接自宅に帰るしか選択肢のない状況が生じており、意思決定支援を行う上でも、課題が大きいと言わざるを得ません。生活介護事業所における延長支援を期待するのであれば、延長支援加算額について、他都市も参考にし独自の上乗せを行うなど実効性ある対策を進めてください。

#### 5. 障害児・者の災害時の避難対策

近年、大きな災害が立て続けに起き、次は我が身と多くの市民が自分ごととして捉え始めています。横浜市においても、災害対策強化が図られていることと承知していますが、能登の災害でも深刻さが浮き彫りとなったのが、高齢者、障害児・者、子ども、女性といった避難の際に配慮が必要な人への対策です。発災時、一次避難所での配慮はもちろんですが、そこでの過ごしが難しい配慮が必要な人たちに向けて、福祉避難所の役割は非常に大きいと言えます。しかし、能登の震災でも福祉避難所の課題が浮き彫りになったところであり、横浜市においても様々な状況に対応できる想定が必要です。

福祉避難所の指定と事業所との協定等については、横浜市も積極的に行っていることと承知していますが、現実には、377万人の人口を有する横浜市に福祉避難所の受け入れ想定人数は約16000人とのこと、すべての福祉避難所が開所できるとも限らない状況の中、不足することが見込まれます。さらに、指定を受けた福祉避難所のうち障害者施設は、約2割、特に個別の特性が様々である障害児・者の避難所の課題が深刻であると捉えています。今後さらに福祉避難所を増やしていくことや、地域の様々な福祉事業所との連携を模索し、避難のあり方を検討してください。

また、個別の障害特性に合わせた対応が必要な障害児・者への避難計画には、日頃から当事者、地域、支援者を含めた関係性の構築と課題の共有が重要と考えます。個別避難計画の

作成をすすめるとともに、地域の避難訓練の際に、福祉事業所に参加を要請するといった連携を後押ししてください。

大規模災害は、市や県の境なく襲ってきます。神奈川県及び他の自治体との連携に向けた取り組みを強化してください。

#### IV. 女性支援法の基本計画策定について

横浜市において第6次横浜市男女共同参画行動計画の策定に向けた検討が始まっていることと承知しています。2024年度2025年度の2カ年をかけて策定をすすめるとなっており、今年度は行動計画の答申案を策定予定、来年度には素案を市会に報告の予定と公表されています。

困難な問題を抱える女性を総合的に支援するために、2024年4月から女性支援法が施行され、基本計画の策定が、都道府県には義務が課せられ、市町村では努力義務となっています。基本計画は、女性支援の意義を明らかにし、女性福祉の構築をめざすことが何よりも大切です。横浜市では、独自に基本計画を策定するのではなく、女性支援法の意義を男女共同参画行動計画第6次計画に盛り込むとのことですが、新法の意義を踏まえて多様化・複雑化した困難を抱える女性への当事者目線に立った支援に留意した取り組みに期待します。

##### 1. 計画策定過程における民間支援団体への聞き取り

行動計画策定のための審議会において、これまでのDV等被害者支援を始め、若年女性の様々な困難な問題や、高齢女性の貧困など多様化・複雑化した困難な問題に対して、具体的な検討が進められるものと思われます。女性支援法では、民間支援団体との協働強化や連携による切れ目のない支援を実施することが謳われています。そこで、検討の過程において、これまでも行政の手の届きにくいところで柔軟にきめ細かい支援を行ってきた民間支援団体等への聞き取りなどを積極的に行ってください。その上で、現場での実践が計画に反映されることを期待します。

##### 2. 民間支援団体への支援

支援にあたっては、関係機関と民間支援団体等の連携・協働による切れ目のない支援が求められています。早期発見、相談、一時保護から自立支援まで、当事者に寄り添った切れ目のない支援を民間団体が担ってきた部分は少なくありません。しかし、女性支援に取り組む民間団体数は少なく、人的・財政的に基盤が脆弱であることが課題となっています。さらに、スタッフの高齢化や、あらたな人材確保の難しさや、ボランティアな活動に頼らざるを得ない状況もあるなど、民間団体の運営は容易ではありません。

このような状況を踏まえ、民間団体との連携強化を進めるにあたっては、活動の裏付けとなる財政的な支援の充実が必要であり、行動計画に盛り込むことを求めます。

### 3. 女性相談支援員の体制の充実

DV相談支援センターや各区の保健福祉センターでは女性相談支援員（女性相談員）は、当事者を適切な支援につなぐためのコーディネートや情報提供など、継続的な支援を行う中心的な役割を担っています。当事者に寄り添い、継続的な支援が提供できるようまた、相談支援員が経験を積みスキルアップに繋がるように、常勤の女性相談員の配置や、非常勤職員の増員、処遇改善など、安定した就労による勤務体制を求めます。

## V. 教育施策の充実

2016年に始まったハマ弁が、2021年に学校給食法に基づく給食に位置付けられ、2026年4月の全員給食の開始にむけて、対象中学校144校、81,000食の提供をめざすとし、その準備が進められています。一方で、残念ながら複数のハマ弁業者による食品事故が続いています。周知の通り、大量調理やそのために必要となる作業の細分化によって異物混入等の要因を究明することが困難となり、調理過程や配送時に事故が発生した場合には、食数に比例して被害規模も大きくなります。調理から喫食までの時間が長く食中毒などのリスクが高くなることも避けられません。食中毒を防ぐため、10℃以下の温度で運ばなければならない「おいしさ」という点で課題もあります。

私たちは、大規模事業者への委託が最良の選択肢とは考えていません。地域の中小の事業者であれば、顔の見える関係性を築きながらの配食が可能であり、地域経済の活性化にもつながる効果が期待されます。

そもそも、中学校昼食としてスタートしたハマ弁について、2019年に実施した中学校昼食アンケート調査では、77.6%の生徒が「自由に選択できるのが良い」と選択していました。その意見を反映することなく全員喫食への準備が進められました。2024年横浜市子ども・子育て基本条例で、子どもの意見表明の機会の確保とその意見の尊重が定められています。どのように、子どもたちの意志を聞き、声を反映してきたのか市の姿勢が問われます。この間進めている中学校給食調理・配送等業務の方向性は、果たして当事者ニーズに沿ったものなのか、検証されるべきです。上記を踏まえ、以下提案します。

### 1.食の安全確保

学校給食法第9条1項に基づいた学校給食衛生管理基準を遵守する体制の構築を一刻も早く整える必要があります。学校給食に最も基本となる「食の安全」の確保対策を進めることを求めます。

## 2.事故やヒヤリハットの定期的な公開

事故に至りかねない事例の認識と蓄積は、事故を起こさない有効な対策です。事故やヒヤリハットの定期的な公開・報告は、対策が確実に進められているという市民の安心感につながります。市民への情報公開・発信を定期的、積極的に行ってください。

## 3.横浜市立中学校給食調理・配送等業務の検証

今後、現在構想されている横浜市立中学校給食調理・配送等業務システムについての検証が必要と思いますが、A区分については委託契約期間が準備も含め17年間とされており事業効果検証によるスキームの見直しも限定的にならざるを得ないと考えます。一方、B区分の事業期間は5年とされており、今後も中期的な視点と様々な可能性を持って検証・検討することが可能ではないでしょうか。

少子化が進行し、学校を取り巻く情勢も変化を続けています。横浜市の関与を強めたセンター方式や、親子方式、地域の配食業者との協働など、地域特性を踏まえた多様な選択肢を用意し、各方式の優位性を検証する取り組みを検討してください。

## VI. 福祉分野におけるDXの推進

横浜市DX戦略では、「少子高齢化による労働力不足や防災、福祉など様々な課題に直面するなか、新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、行政分野におけるデジタル化の遅れが顕在化しました。一方で、スマートフォンなどの普及が進み、デジタル技術を活用できる場面が広がっています。横浜市は、デジタルの力で、地域の担い手の活動サポートや、行政手続に要する時間の削減など、様々な課題を解決し、新しい体験や価値を創造（DX）する」としています。「横浜市子ども・子育て支援辞表計画の策定に向けて利用ニーズ把握のための調査」でも、子育て世帯の約4割が「電子申請・届出が可能なサービスの対象拡大」を求めていることが報告されています。まずは、深刻な高齢化や人材不足に喘ぐヘルパー事業をはじめとした福祉分野の業務効率化に向けて、以下提案します。

### 1. ヘルパー事業の事務の簡素化

産前産後支援ヘルパー事業、育児支援事業、養育支援ヘルパー事業においては、いまだに紙の確認書にサインまたは押印をし、郵送することを求められています。修正事項がある場合は、利用者の訂正印を頂くなど、修正にも時間がかかり、他の事業に比べて手作業が多く発生しています。業務の改善、簡素化に向けてデジタル化を進めてください。

### 2. こんにちは赤ちゃん訪問事業

この事業は、親子と地域の人が実際に顔と顔を合わせるという点で非常に有意義であり、短い時間の会話から不安ごとを聞き、今後の子育てに必要な情報に繋げ、様々な事を察知

し保健師に繋げる役目も担っています。しかしながら、訪問員の個人電話から個別に保護者に電話をしアポイントをとって訪問する方式については、早急な見直しが必要であると考えます。

昨今は、特殊詐欺などを懸念し、電話に出ない方も多く、訪問員と訪問対象の保護者との連絡がつきにくくなり訪問員の負担が増えています。保護者に連絡が取れない場合には、区の職員に報告し役所の電話から連絡をとってもらう必要も生じ、職員の業務も発生します。訪問員からは、「知らない番号からの着信を不審に思い検索サイトで調べられるのではないか」、「自分の電話番号をどのように利用されてしまうかもわからない」といった不安の声があがっています。

本年7月には、横浜市子育て応援サイト・アプリ「パマトコ」がリリースされ、スマートフォン一つで子育てに関する様々な手続きや情報収集が可能とされています。こんにちは赤ちゃん訪問事業についても、保護者の利便性の向上とともに訪問員の負担軽減のためにも、訪問日時の調整のためのアプリの導入を検討してください。同時に、訪問員に専用の携帯電話を貸与するなど、早急に個人情報保護対策を講じてください。

### **3. 受給者証のデジタル化**

障害福祉サービスにおいて、受給者証のみでサービスの利用（按分も含む）を把握することは、利用者にとっても事業者にとっても負担となります。現在、変更事項があるたびに利用者と事業者の間を事業者記入帳が行き交う状況です。上限管理についても解りづらく、利用者負担金が請求月の翌月にならないとわからないことも問題です。早急に受給者証のデジタル化を進めてください。

### **4. 福祉タクシー利用券のデジタル化**

福祉タクシー利用券を利用する際には、チケットを1枚ずつ数えて使用せねばならず、釣り銭が出ないために利用金額との差額を現金等で支払う必要も生じるなど利用者にとっては決して使い勝手の良いものではありません。

移動支援事業者においては、請求書と回収したタクシーチケット枚数を数え、請求金額と突合するなどの作業が生じます。こうした利用者や事業者の負担を軽減するとともに、タクシー利用券の適正利用を促進するためにも、福祉タクシー利用券のデジタル化を検討してください。横浜市による保育所等へのタクシー送迎支援モデル事業では、すでにデジタルタクシーチケット「GOチケット」が導入されており、福祉タクシー利用券についても早急な取り組みを期待します。

<賛同団体>

青葉福祉ユニット

つづき相談窓口

コミュニティ・オペティマム福祉マネジメントユニットかながわ

横浜西部福祉ユニット

横浜北生活クラブ生活協同組合 理事会

NPO法人ピッピ親子サポートネット

W.Co La casa

W.Co Socio

W.Coさんりん舎

W.Co ピッピふあむ

W.Co はっぴいず

特定非営利活動法人移動サービスアクセス

子どものための学校生活支援員Arch

企業組合W.Coミズキャロット すずき野ランチ

神奈川ネットワーク運動・青葉

NPO法人のはらネットワーク

企業組合ワーカーズ・コレクティブ・にんじん 大丸ランチ「キッチン こらふ」

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑

企業組合エコ・アド

福祉クラブ生協 W.Coはあと

福祉クラブ生協世話焼きワーカーズW.Coあさがお

神奈川ネットワーク運動・つづき

福祉クラブ生活協同組合 かながわ地域協議会

福祉クラブ生協 神奈川世話焼きW. Coこすもす

福祉クラブ生協 神奈川家事介護W. Co絆

福祉クラブ生協 神奈川食事サービスW. Coぽてと

福祉クラブ生活協同組合 移動サービスW.Coらら・むーぶ神奈川

福祉クラブ生協 神奈川子育て支援W. Coほぴん

福祉クラブ生協 居宅介護支援W. Coオペティ咲

反町カフェぼらん

横浜みなみ生活クラブ生活協同組合 神奈川コモンズ

認定NPO法人WE21ジャパンかながわ

神奈川ネットワーク運動・市民自治をめざす神奈川の会

NPO法人たすけあい戸塚

NPO法人W.Co たすけあい せや

連絡先

NPO法人ピッピ親子サポートネット

(生活クラブ運動グループ・横浜ユニット連絡会事務局)

横浜市青葉区市ヶ尾町1065-5森ビル五番館201

mail:pippi@npo-pippi.net

TEL : 045-530-3939